

## 正 誤

令和4年7月11日付け長野県条例第30号「長野県県税条例の一部を改正する条例」中  
ページ 行(箇所)  
5 下から20  
誤 「第73条の18第3項の規定によつて」を「第73条の18第4項の規定により」に、  
正 「第73条の18第3項」を「第73条の18第4項」に、「よつて」を「より」に、

税 務 課